四日市市告示第191号

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱(平成15年四日市市告示第95 号)の一部を次のように改正する。

改正後

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、予算の範囲内で 、補助対象事業の実施に必要と認めら れる経費の2分の1とする。ただし、 当期純利益を超えることができないも のとする。
- 2 前項の当期純利益には、前年度から の繰越金額及び四日市市市民自主運行 バス強化促進事業費補助金を含めない ものとする。
- 3 第1項の算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを 切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 事業主体として補助金の交付を 受けようとする者は、市民自主運行バ ス事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市

改正前

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に定める補助基準額と運行経費の 2分の1とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 事業主体として補助金の交付を 受けようとする者は、市民自主運行バ ス事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市 長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 乗り合いバス事業の<u>実施にかかる</u> 経費の内訳等を記載した書類
- (3)及び(4) (略)

(実績報告)

第9条 (略)

- 2 補助事業者は、前項に定める運行実 績書のほか、第4四半期の終了後に市 民自主運行バス事業補助金実績報告書 (第6号様式。以下「実績報告書」と いう。) <u>に次の各号に掲げる書類を添え</u> て市長に提出しなければならない。
 - (1) 年間の運行実績書
 - (2) 第4四半期の請求額の積算書
 - (3) 年間の収支書
 - (4) 支出の証拠書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

附則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和<u>7</u>年3月31日限 り、その効力を失う。

別表 削除

長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 乗り合いバス事業の経費の内訳等を記載した書類
 - (3)及び(4) (略)

(実績報告)

第9条 (略)

2 補助事業者は、前項に定める運行実績書のほか、第4四半期の終了後に市民自主運行バス事業補助金実績報告書 (第6号様式。以下「実績報告書」という。)及び年間の運行実績を提出しなければならない。

附則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和<u>4</u>年3月31日限 り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

| 補助基準額 | 月額600,000円 |
|-------|------------|
| 運行経費 | バスの運行経費 |

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

四日市市長

(申請者) 所在地 名 称 代表者

年度市民自主運行バス事業補助金 実 績 報 告 書

年度における市民自主運行バス事業補助金について、四日市市市民自主 運行バス事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業期間
- 2 実施事業の内容

請求書

ただし、 年度 期分市民自主運行バス事業補助金として上記の金額を 請求します。

年 月 日

所在地 名 称 代表者

※署名又は記名押印

四日市市長

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)